

1. 農林水産業・地域の活力創造プランに基づく主な施策のフォローアップ

- ① 農地バンクによる農地の集積・集約化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 生産資材及び農産物流通・加工の構造改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③ ズビ工利用拡大に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ④ 農泊地区創設等に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ⑤ 森林・林業政策改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ⑥ 水産政策改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

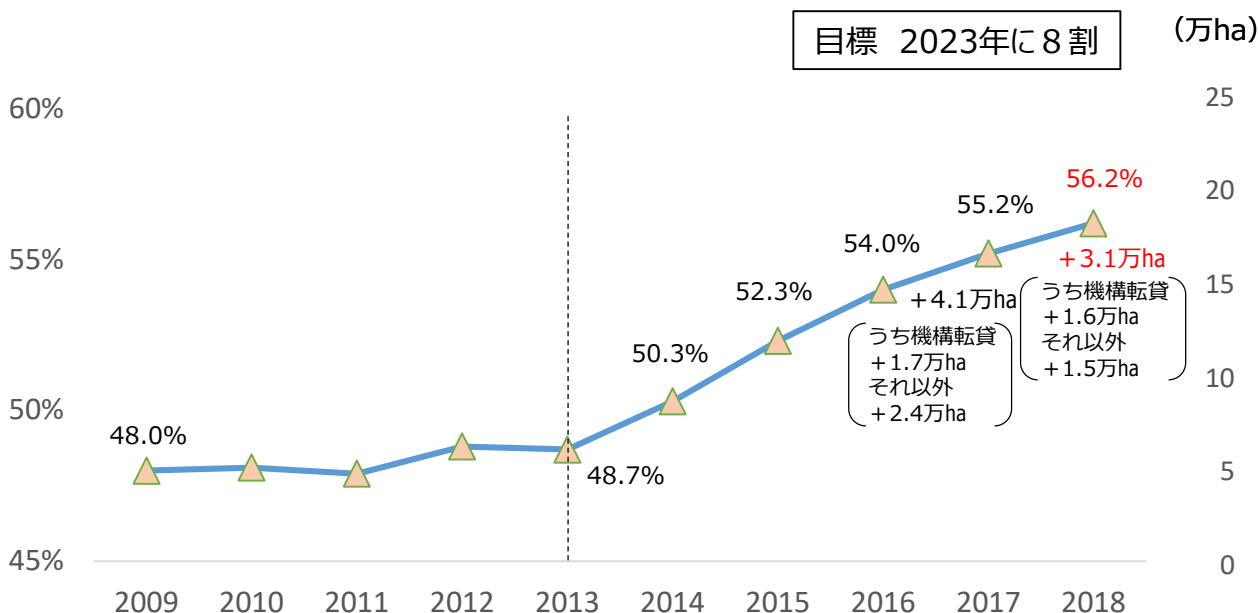
2. 新たな政策課題

- ① 農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等の強化・・・・・・・・ 7
- ② 農業新技術の現場実装推進プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ③ 農福連携等推進ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ④ 戦略的な知的財産の保護（植物新品種、和牛遺伝資源）・・・・・・・・・・・・ 16

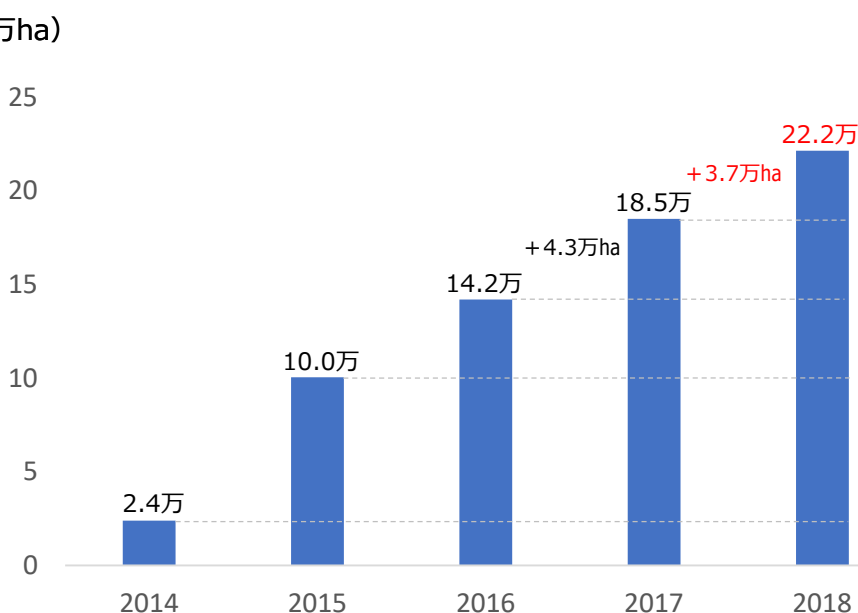
農地バンクによる農地の集積・集約化

- 農地バンクは、農地の分散状態を解消し、農地の集積・集約化を進めるための仕組みとして、2014年に創設。
- 2014年以降、担い手への農地の集積面積は、再び上昇に転じ、**2018年度は3.1万ha増加し、そのシェアは56.2%**となった。

○ 全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア



○ 農地バンクの取扱実績（累積転貸面積）



対応方針

- 2023年の目標（担い手のシェア8割）達成のためには、更に集積・集約化の加速化を図る必要。
- 第198回国会で成立した施行5年後見直しに即し、
 - ① **地域の関係者が一体となった人・農地プラン（地域農業の将来の設計図）の実質化**
 - ② **農地バンクの手続簡素化や農地の集積・集約化を支援する体制の統合一体化**
 - ③ **中山間地域における対応の強化**
 を進める。

生産資材及び農産物流通・加工の構造改革

- 農業の競争力を強化するため、**農業競争力強化プログラム**に基づき、**農業資材**や**農産物流通**等に係る規制の点検・見直し、**業界の自主的な事業再編・参入の促進**、**農業資材価格等の見える化**等の取組を進めている。

農業競争力強化プログラムに基づく取組

【農業競争力強化プログラム】

農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するための施策を示すもの。

(プログラムの内容)

生産資材価格の引下げ
流通・加工の構造改革 等

【農業競争力強化プログラムに基づく法案の状況】

- **農業競争力強化支援法(2017年8月施行)**
(法案の内容)
 - ・農業資材事業や農産物流通・加工事業の事業再編等を促進するための措置により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援。
- **食品流通構造改革法(2018年6月成立)**
(法案の内容)
 - ・卸売市場を含めて、食品流通の合理化(物流の効率化、IT活用など)を推進。
 - ・卸売市場に関する法規制については、多様化する食品流通の実態を踏まえて、大幅に緩和。
- **農薬取締法改正法(2018年6月成立)**
(法案の内容)
 - ・農薬の安全性の向上を図るため、国際的動向等を踏まえ、同一の有効成分を含む農薬の安全性等を定期的に再評価する制度を導入。

農業資材価格の引下げ

- 肥料:全農は、一般高度化成肥料等について、約550銘柄を25銘柄へ集約。従来より約1~3割の価格引下げを実現
- 農業機械:全農は、機能を絞り込んだ低価格大型トラクターを供給開始。標準モデルより約2~3割程度の引下げを実現

生産資材に係る制度見直し

- 肥料に係る制度について、関係者との意見交換会を実施(平成30年度)。引き続き、**土づくりに役立つ堆肥や産業副産物由来肥料の活用**とともに、**現場のニーズに応じた柔軟な肥料生産が進むよう、法制度を見直す**。
- 畜産業の成長産業化に資するよう、**畜舎建築コストの低減と飼養管理の効率化、利用実態に応じた安全性の確保**の観点から、**畜舎の建築基準に係る畜舎に適用される新たな特別法の検討**を行う。

農産物流通・加工の合理化

- 2018年10月に施行された食品等流通法に基づき、食品等流通合理化計画を26件認定(2019.4現在)。
- 2020年6月の改正卸売市場法の施行に向け、全国の卸売市場において取引ルール等の検討を実施。

事業再編・参入の促進

- 計17の事業再編計画(資材分野:4件、流通分野:13件)、1件の事業参入計画を認定。[2019.4現在]

【事業再編】

- ・やさいバス(株)が(株)エムスクエア・ラボの青果卸売事業の譲受け及び鈴与(株)の出資受入れを行う計画を2018年4月に認定[飲食料品の卸売業]

【事業参入】

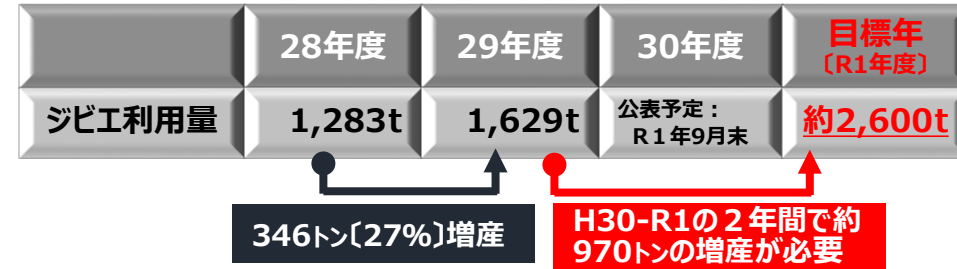
- ・(株)農業情報設計社が低価格で既存のトラクターに後付け可能な自動操舵機器等の製造・販売を新たに行う計画を2018年10月に認定[農業機械製造事業]

ジビエ利用拡大に向けた取組

- 令和元年度に平成28年度のジビエ利用量（1,283トン）を倍増させる目標に対して、平成29年度のジビエ利用量は1,629トン。
- 目標達成に向け、モデル地区の取組の横展開を進めるとともに、国産ジビエ認証制度の普及、ジビエハンターの育成等の他、ICTを活用した産地情報のネットワーク化等を実施。

1. 野生鳥獣のジビエ利用量の目標と現状

- **ジビエ利用量を平成31年度（令和元年度）に倍増させる目標**を「第21回農林水産業・地域の活力創造本部(平成29年5月23日)」において報告
- **平成29年度のジビエ利用量は1,629トン**であり、基準年である**平成28年度の1,283トンから27%増加**



2. 目標達成に向けた取組状況〔令和元年5月末時点〕

- **捕獲から搬送・処理加工、販売がしっかりとつながったモデル地区**を鳥獣対策交付金により整備
- 基幹的施設〔年間処理頭数300頭以上〕を中心に**農水省職員が直接訪問し課題を聴取**
- **国産ジビエ認証制度を普及**（5施設を認証し、3施設を審査中）
- **ジビエ需要拡大プロモーション**を実施（ジビエフェア参加延べ1,310店舗）



3. 目標達成に向けた今後の対応〔令和元年度以降〕

- ジビエ利用**モデル地区の取組を横展開**
- 認証機関による研修、制度のPRによる**国産ジビエ認証制度の普及**
- ジビエ利用に必要な技術を習得した**ジビエハンターの育成、食肉処理施設のスキルアップ**
- ICTを活用したスマート捕獲等の推進や利用者向け**産地情報のネットワーク化**
- ジビエ需要拡大のプロモーション強化のため、**ジビエフェアの拡大**（地方開催のフェアと連携してジビエシーズンに開催）



農泊地区創設等に向けた取組

- 活力創造プランに基づき、これまでに**累計428地区**を採択。引き続き計画的に採択し、**今年度中に累計500地区への支援**を実施。
- 「農泊推進のあり方検討会」での検討結果をふまえ、今後は、農家民宿や古民家など、**利用者がイメージする「農泊」らしい宿泊施設の充実**や、**農業体験をはじめとしたコンテンツの充実**、**インバウンドの受入環境の整備**などを進め、農泊地域の質を向上。

1. 農泊における宿泊、食事、体験の位置づけ

- 「農泊」は何らかの形で「**宿泊**」、「**食事**」、「**体験プログラム**」を提供できる形を備えていることを**必須**としており、利用者がイメージする「農泊」らしい地域が少ない状況。
- 今後は、特に**農林水産資源を有効に活用し、農泊らしい宿泊、食事、体験の提供ができる農泊地域を増加させる必要**。

2. 農泊の現状

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成28年11月29日）」において、**令和2年（2020年）までに「持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設」**と位置づけ。
- **これまでに累計428地区**を採択し、引き続き計画的に採択を行い、目標達成に向け、**今年度中に累計500地区への支援**を行う考え。

3. 今後の対応〔令和元年度以降〕＜「農泊推進のあり方検討会」での検討結果＞

① コンテンツの質の向上・量の拡大

利用者がイメージする「農泊」らしい**宿泊施設の充実**

- ・ 農家民宿や古民家等の整備
- ・ 農家民泊の農家民宿へ再整備

農泊コンテンツの充実

- ・ 農林水産資源を活用した農業体験
- ・ 地元食材を使った料理メニューなどを開発

② 利用者の利便性向上

利用者の利便性の向上と情報発信

- ・ 宿泊施設等のインターネット予約について、**民間の代行サービス等の活用**
- ・ ポータルサイトを充実し、宿泊、食事、体験のより詳細かつ正確な情報発信
- ・ デジタルマーケティング手法を活用した効果的なプロモーションを実施し、**海外向け情報発信はJ N T Oに一元化**。

③ 農泊推進体制の強化

地域の自立を促す人材育成、専門家等人的資源の投入

- ・ 経営能力の向上に向けた研修の開催
- ・ 農泊実践地域が抱える様々な課題に対応した**専門家の現地への派遣**
- ・ 地域内の若者や、地域に居住する外国人などの活用を推進

農泊における宿泊、食事、体験の位置づけ



森林・林業政策改革の推進

- 2019年4月から開始した**森林経営管理制度**により、意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集積・集約化。
- この取組を後押しするため、今通常国会で成立した**国有林改正法**の施行の準備を進め、当面10カ所でパイロット的に事業を実施。
- また、森林資源の循環利用が促進されるよう、生産流通構造改革を促進しつつ、**都市部を中心に非住宅建築物や中高層建築物への木材の利用拡大**を図るとともに、木材利用に取り組む民間企業のプラットフォームとなる「**ウッド・チェンジ・ネットワーク**」の立ち上げ（2019年2月）を契機に木材需要の拡大を精力的に推進。
- さらに、ICTを活用したスマート林業に加え、レーザ計測データ等と連携させた施業の集約化や生産管理、林内作業を自動・遠隔操作で行う林業機械の開発等、先進的技術による**林業イノベーション**を推進

<これまでの取組>

<今後の対応方向>

効率的・安定的な生産体制の整備

民有林改革 (森林経営管理制度)

- ・意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集積・集約化

国有林改革

- ・民有林を補完する形で、国有林が長期・安定的に意欲と能力のある林業経営者に木材を供給

森林経営管理制度を創設
(今年4月から施行)

今通常国会で国有林改正法が成立
(来年4月から施行予定)

木材需要の拡大

- ・都市部を中心に非住宅建築物や中高層建築物への木材の利用拡大

- 生産流通構造改革を促進するため、川上から川下まで連携した簡素で効率的なサプライチェーンの構築を推進
- 木材利用に取り組む民間企業のプラットフォームを構築するため、ウッド・チェンジ・ネットワークを立ち上げ、木材需要の拡大を促進

スマート林業等の推進 (林業イノベーション)

- ・ICTをはじめとする先進的技術を活用し、省力化・効率化された魅力ある林業の実現

- レーザ計測による地理情報・資源情報のデジタル化などスマート林業を促進

- 森林の経営管理を委託したい森林所有者を把握するため、市町村による経営管理意向調査等に着手
- 市町村の体制整備等のため、地域林政アドバイザーなど制度の支援を行うことができる技術者を育成（2023年度までに1,000人を育成）

- 2020年度の法施行に向け、政省令、ガイドライン等の整備や制度の周知。
- **当面10カ所でパイロット的に実施するための候補地の選定**

- サプライチェーン構築を効率的に進めるため、川上から川下までの意欲のある関係者によるSCM※推進フォーラムを設置（2019年度は7地域、2020年度以降は全国展開） ※SCM：サプライチェーンマネジメント
- 国産材の利用の促進のため、**低層建築物におけるJAS構造材等の利用拡大や、CLTを用いた先駆的な中高層建築物の実証等を推進**
- **民間企業ネットワークによる非住宅建築物への木材利用の普及・定着**

- レーザ計測データ等と連携させた施業の集約化や生産管理、伐採や運搬を自動化等で行う林業機械の開発など、先進的技術による**林業イノベーション**の推進

水産政策改革の推進

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを旨とし、水産政策の改革を実施。
- 昨年12月成立の改正漁業法に基づく新たな資源管理システムや漁業生産に関する制度の円滑な導入を図るほか、漁業収入安定対策の機能強化・法制化、漁獲証明に係る法制度の整備等に取り組む。

水産政策改革の推進

資源管理

- ・ 資源を維持・回復し適切に管理するため、科学的・効果的な評価方法及び管理方法を実現

遠洋・沖合漁業

- ・ 生産性の向上等により、IQの導入などとあわせて国際競争力の強化につながるよう制度を見直す

養殖・沿岸漁業

- ・ 養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとする
- ・ 特に、養殖については、新技術の導入・投資が円滑に行われることに留意して検討

水産物の流通・加工

- ・ 輸出を視野に入れ、衛生管理の強化、持続可能性の向上、コンプライアンスの強化等市場ニーズに即した取組を推進しつつ、品質・コスト面等で競争力のある構造を確立

<これまでの取組>

- 改正漁業法により最大持続生産量（MSY）を目標とする新たな資源管理システムを創設

- 改正漁業法により船舶毎の漁獲割当て制度（IQ）を創設
- 高性能で居住性に優れた漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援

- 改正漁業法により漁業権の免許の優先順位等を見直し
- 養殖振興に向けた事業（低コスト飼料の開発、大規模沖合養殖システムの導入等を支援）を創設

- 水産バリューチェーン事業（作業の自動化、商品の高付加価値化に取り組む「水産バリューチェーン産地」の構築など、バリューチェーン全体での生産性向上や輸出拡大を支援）を創設

<今後の対応方向>

- 資源評価対象魚種の拡大や評価精度の向上を図るため、調査船調査等の資源調査を強化
- 適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定のため、漁業収入安定対策の機能強化・法制化を実施

- 漁獲量のモニタリング体制等必要な環境を整備した上で、IQの導入が進んだもの等について船舶の規模に係る規制を見直し
- 引き続き、高性能で居住性に優れた漁船の導入を推進

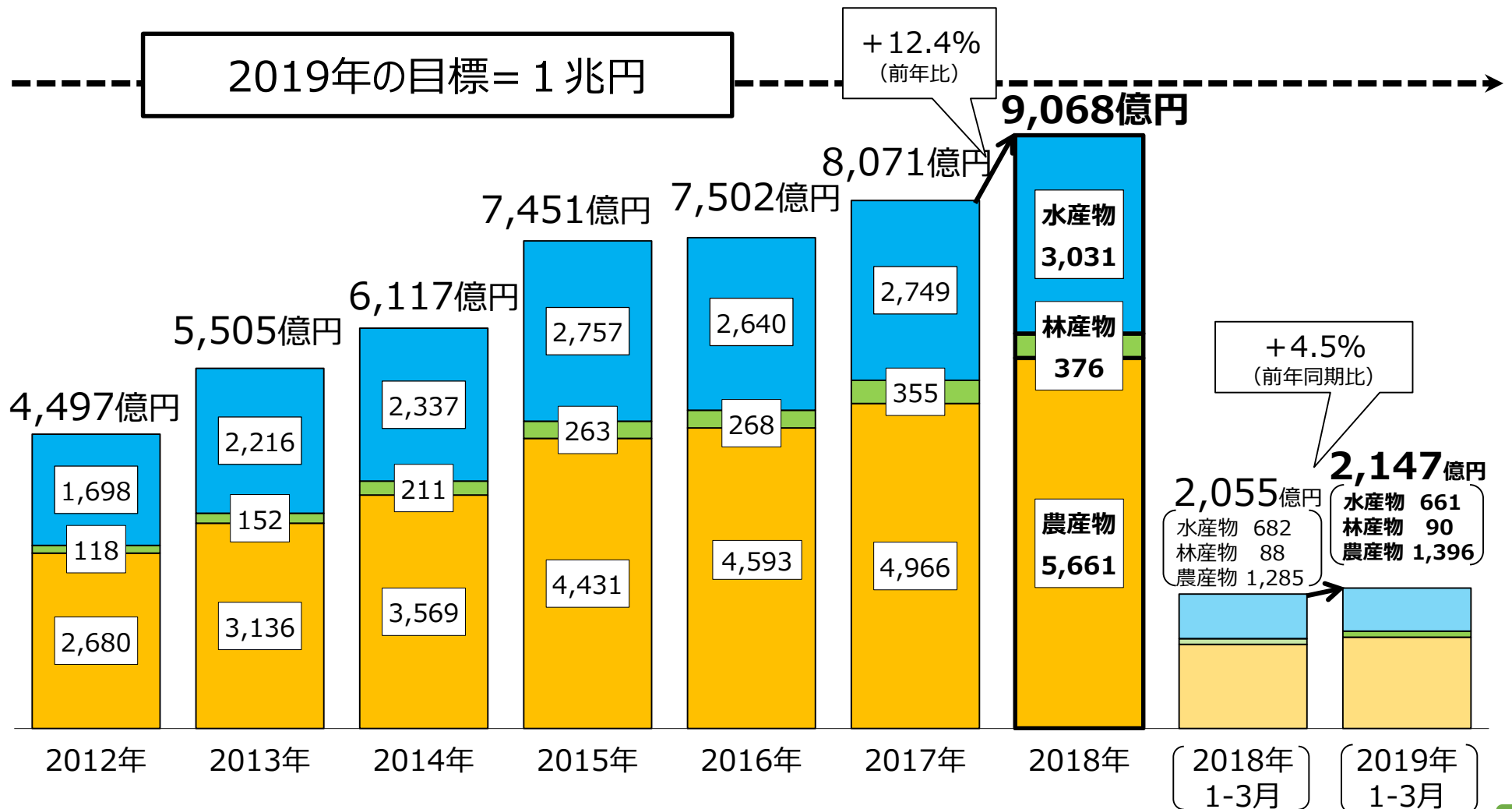
- 水産業データ連携基盤の構築、漁場形成予測等スマート水産業を推進することにより沿岸漁業の生産性を向上
- 国内外の需要も見据えて養殖を振興する総合戦略を策定

- 資源管理の徹底、IUU（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅を図り、輸出促進等のため、漁獲証明に係る法制度を整備
- 引き続き、「水産バリューチェーン産地」の構築を支援

※ 資源管理から流通に至るまでICTを活用

農林水産物・食品の輸出の状況

- 農林水産物・食品の輸出額は6年連続で過去最高を更新し、2018年の輸出額は9,068億円。
- 2019年の1兆円目標、その後の更なる輸出の拡大に向けて、農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の推進、日本食海外プロモーションセンター(JFOODO)による戦略的プロモーション、輸出先国による規制の撤廃・緩和に向けた働きかけ等を強化。



輸出拡大に向けた取組状況

- 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の推進、日本食海外プロモーションセンター（JFOODO）による高付加価値の日本ブランドの確立のための戦略的プロモーション、輸出先国による規制の撤廃・緩和に向けた働きかけ等を強化。

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）

- 登録数1,258件（4月末）
- 登録者に対し、輸出診断、マッチング等の支援。
- 海外のニーズ・規制に対応したグローバル産地づくりの計画策定支援及び、施設整備事業等の優遇措置



JFOODOによる戦略的プロモーション

- 5品目7テーマについて、対象エリアを重点化。
- 平成30年1月から新聞・雑誌、屋外、デジタルでの広告の展開、PRイベントの開催。

品目	エリア
米粉	米国・欧州
日本酒	欧州・米国・アジア
日本ワイン	米国・欧州・香港・シンガポール
クラフトビール	米国
水産物（ハマチ等）	アジア
和牛	アジア
緑茶	米国・欧州・中東

輸入規制の撤廃・緩和の働きかけ

- 原発事故に伴う諸外国・地域への輸入規制は、54の国・地域のうち、31の国・地域で撤廃、23の国・地域で継続。

【原発事故による輸入規制の最近の完全撤廃の状況】

トルコ（2018年2月）	ニューカレドニア（2018年7月）、
ブラジル（2018年8月）	オマーン（2018年12月）、
バーレーン（2019年3月）	

【動植物検疫の輸出解禁の実績（2018年度以降）】

動物検疫	植物検疫
豪州 牛肉（2018年5月）	中国 精米（2018年5月） （精米工場及びくん蒸倉庫の追加）
台湾 殻付き鶏卵・卵製品 （2018年10月）	ベトナム 玄米（2018年5月）
アルゼンチン 牛肉（2018年6月）	タイ かんきつ類（2018年8月） （三重県内生産地域の追加拡大）
米国 殻付き鶏卵（2018年10月）	カナダ りんご（2018年6月） （臭化メチルくん蒸に代わる検疫措置の追加）
韓国 鶏卵（2018年11月）	ペルー なし（2018年9月）
ウルグアイ 牛肉（2018年11月）	
EU 卵、卵製品（2019年2月）	
EU 乳、乳製品（2019年3月）	

更なる輸出拡大の課題

1 輸出先国の食品安全等の規制への対応

- 米国・EU等向けの牛肉等の輸出に関する処理施設について、国の施設認定等のスピードが遅い。申請側（民間）だけでは技術的に対応が困難であり輸入規制対応に時間がかかる。
- 輸出に際し、複数の省庁に相談や手続を行わなければならない民間の負担になっている。補助を行う省庁と認定を行う省庁が異なる。
- EU輸出のためには、自治体の生産海域認定等について、国の省庁のみならず、都道府県や保健所等の人手不足等が原因で手続に時間がかかる。

2 海外のニーズ・規制に応じた産地づくり

- 海外の買い手が求める品質・ロットに対応し、農薬等の規制や検疫条件に対応できるグローバル産地の育成がまだ少数。

3 産地と海外市場をつなぐ商流・物流

- 産地と海外バイヤーをつなぐ商社機能が十分に果たされていない。海外バイヤーとの交渉力の強化が必要。
- 輸出の際の荷崩れ等の輸送ロスが依然として発生。

対応方向

海外の食品安全規制への対応体制の強化

- 海外の食品安全規制に対応する国内対応体制、諸外国との交渉体制を、以下により抜本的に強化。
 - ① それぞれの課題について、対応スケジュール、担当省庁を明確化した工程表を作成し、進捗管理。
 - ② 輸入規制対応に向けた法的枠組みの検討。
 - ③ 政府一体となって輸入規制対応にスピード感をもって取り組む体制の構築。

農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)等の強化

- 海外のニーズや規制に対応したグローバル産地づくりの加速化。
- 輸出商社間の交流の促進を通じ、生産者への提案・助言機能の強化。
- 海外向けに適した包材の調査・周知及び規格化に向けた検討。

輸入規制対応に向けた法的枠組みの検討

- 更なる輸出拡大を図るためには、**輸出先国の輸入規制に対して政府一体となって戦略的に取り組む体制が必要**。
- このため、①工程表管理に加え、輸入規制への一元的な交渉や国内手続を一元的に管理する**司令塔組織を設置**、②国の**審査体制の強化**、③**民間検査機関の活用**などについて、**法制度化を含め検討**する。

検討事項

国の体制の一元化と戦略的対応

- 輸出についての政府の司令塔組織の創設
- 輸入規制への戦略的対応と一元的な国際交渉
- 申請相談窓口の一元化
- 工程表を不断に見直し、改定

国・地方自治体の責務

- 国は、関係省庁が一体となって輸入規制に取り組む
- 国及び地方自治体は、施設認定などに迅速に取り組む
- 国及び地方自治体は民間事業者へ技術支援を行う

国の体制の強化・責任の明確化

- 海域指定などの生産過程での食品安全確保への対応すべき者を法律上明確にする
- 施設認定、衛生証明書発行を農水省と厚労省がチームとなって行うこととし、政府の体制を強化

民間の検査機関の活用

- 国が、検査能力を有する民間の検査機関を登録し、国や地方自治体の検査に活用することによるスピードアップ

民間事業者への支援

- 海外の食品安全基準への対応に取り組む民間事業者を育成するため、国が必要な支援を行うスキームを検討

農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応強化策

- 政府一体となって輸入規制対応にスピード感をもって取り組む体制を構築する。

農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（議長：官房長官）

- 基本的な政策の方向性の決定（戦略的な輸出拡大の推進等）
- 輸入国規制の対応等のための「工程表」の決定

法制度化を含め検討

農林水産物・食品輸出促進を担う司令塔組織（創設）

- ① 農林水産省に新たな組織を設置し、関係省庁の総合調整を行う
- ② 国際交渉、国内体制整備を一元化
- ③ 「工程表」の進行を管理

農林水産省

- ① 国際交渉の一元的実施
- ② 新たに、規制対応のための国際交渉や審査等の業務を自ら実施
- ③ 申請相談等の窓口を農林水産省に一元化し、関係省庁の審査や事業者の支援等を一体的に実施
- ④ 国・地方自治体・事業者の連携を促進
- ⑤ 民間の登録検査機関の仕組みを導入し、国・地方の検査を加速

政府の司令塔機能として上記の機能を果たす組織を新設

厚生労働省

食品衛生の担当として

- ① 一元的な国際交渉に参加
- ② 施設の認定等を農林水産省とチームを組んで実施

遅滞なく業務を推進するため体制を強化

でチームを組んで実施

国と地方で輸入規制対応をスピードアップし輸出を拡大

農業新技術の現場実装推進プログラム

- ICTやロボット技術、AI等の先端技術は、意欲ある農業者が自らの経営戦略を実現し、競争力を向上するための強力なツールになることが期待されるとともに、熟練農業者の技術の伝承など、地域農業の次世代への継承にも資するものであり、生産現場への導入は待ったなしの課題。
- 本プログラムは、農業者や企業、研究機関、行政などの関係者が、共通認識を持って連携しながら、開発から普及に至る取組を効果的に進め、農業現場への新技術の実装を加速化し、農業経営の改善を実現することを目的として策定。

<プログラムの内容（抜粋）>

① 農業経営の将来像

新技術の導入によって実現することが期待される先進的な農業経営の姿を、営農類型(※)毎に具体的に示す。

・水田作 平場

将来像：新技術をフル活用し、超大規模・超低コスト輸出用米生産を実現

新技術の効果(10a当たり)

- ・ 労働時間を約50%削減
- ・ 経営コストを約20%削減/60kg
- ・ 単収を約15%向上

新技術導入後の経営モデル

法人経営（常勤18名(うち雇用12名)、臨時雇用4名)

計300ha（うち輸出用米150ha）

主な導入技術



ロボットトラクター（遠隔監視複数台）
自動水管理システム

・露地野菜

将来像：効率的な複数品目管理により、省力化と規模拡大を実現

新技術の効果（10a当たり）

- ・ 労働時間を約30%削減
- ・ 単収を約15%向上

新技術導入後の経営モデル

家族経営（2名、臨時雇用8名）

計6.7ha(だいこん2.7ha、キャベツ1.7ha、メロン0.6ha、すいか1.0ha、かぼちゃ0.8ha)

主な導入技術



ドローンによるセンシング・農業散布等
全自動キャベツ収穫機

・水田作 中山間

将来像：新技術の活用により中山間地域の農地維持を実現

新技術の効果（10a当たり）

- ・ 労働時間を約35%削減
- ・ 経営コストを約5%削減/60kg
- ・ 単収を約15%向上

新技術導入後の経営モデル

集落営農（構成員16名（うち主たる従事者2名））

計30ha(米20ha、小麦5ha、大豆5ha)

主な導入技術



リモコン式草刈機
小型汎用コンバイン

・酪農(北海道)

将来像：機械の能力を最大限発揮できる規模拡大を実現

新技術の効果

- ・ 労働時間を約15%削減（うち搾乳・飼養管理時間を約70%削減）
- ・ 飼養頭数を増頭

新技術導入後の経営モデル

法人経営（常勤4名、臨時雇用5～6名）

経産牛500頭

主な導入技術



発情発見システム
搾乳ロボット（ローラー型）

※8営農類型22事例〔①水田作(平場・中山間、法人・家族・集落営農)、②畑作、③露地野菜、④施設園芸、⑤花き、⑥茶、⑦果樹、⑧畜産(酪農(北海道・都府県)、肉用牛等)〕

② 各技術のロードマップ

ICTやAI等を用いた先端技術毎に、開発等の現状や課題を整理し、普及に向けた今後の見通しを示す。

○ ドローン（農薬散布）

【技術開発と普及の現状】

- ・ 27,346haで散布※
- ・ AIで病害虫を検知し、ピンポイント散布する技術が実証中 等

※ H30.12末 速報値（延べ面積）



農薬散布（面散布）



ピンポイント散布
AIで病変部位等を検出し、その部分のみ散布

【タイムライン】



○ 家畜の個体センシング

【技術開発と普及の現状】

- ・ 各種センサーで、牛の健康や繁殖管理等を行うシステムが市販化、普及
- ・ より正確な行動解析技術が開発中等

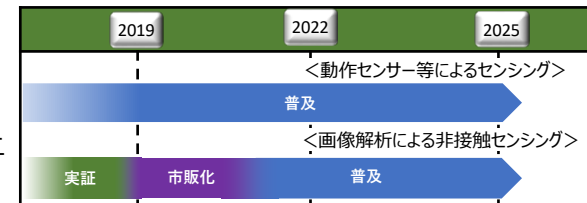


乳用牛に装着された動作センサー



赤外線カメラ画像の解析による非接触センシング

【タイムライン】



【普及に向けた課題】

- ・ 生体へのセンサー装着方法の改良
- ・ データ蓄積による精度向上 等

【普及に向けた課題】

- ・ 姿勢制御の正確性等の技術向上
- ・ 航行ルール下での実例の蓄積や収集、共有 等

③ 技術実装の推進方策

新技術を農業現場に実装するために推進すべき施策や取組を5つの方策に整理して示す。

農業者の取組段階に応じた方策

① 農業新技術を知る	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就農前から学べる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業大学校・農業高校で新技術に関する授業の展開 等 ○ 知りたい・学びたいときにすぐ最新情報を入手できる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場で農業者が新技術に関する情報を入手することが可能となる情報発信 ・ ICTベンダー等と交流するマッチングの各地での開催 等
② 農業新技術を試す	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分に合った新技術がすぐ分かる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に稼働する新技術の体験できる、スマート農業実証ほ場の整備 ・ 新技術を取り入れた新たな営農体系について、農業者とICTベンダー等と一緒に検証・構築 等
③ 農業新技術を導入する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新技術をフル活用する環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術やデータに基づく営農手法に関する相談窓口の開設 ・ 新技術を取り入れた持続的な生産体制への転換 等 ○ 新技術の新たな導入システムの創出等による低コスト化に向けた環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ ICTベンダー等の農業分野への参入促進 ・ 農機のシェアリング・共同利用等による新技術の低コスト化 等

新技術の実装を促進する基盤づくり・技術開発

④ 実践環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新技術の活用効果を高める農業・農村の基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術に対応した農業農村整備の推進 ○ 農業ビッグデータの利活用による新たな農業支援ビジネスの創生 <ul style="list-style-type: none"> ・ ビッグデータを活用した民間事業者によるICTサービスの開発・提供の推進 ・ 官民データの連携による新ビジネスの創生・農業者の利便性向上の推進 等
⑤ 新技術の発展	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官が集結した農業新技術の開発・改良 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者・民間企業・大学・研究機関等のチームによる新技術の開発・改良 ・ 研究人材・資本の効果的活用による先端技術研究の加速化 ・ 安全を確保する農業機械の自動走行技術等の開発の推進 ・ 技術発展に応じた制度的課題への対応 等

農福連携等推進ビジョン

- 農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、**農業経営の発展**とともに、**障害者の自信や生きがい**を創出し、**社会参画を実現**する取組。
- 農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくに当たって、**官民を挙げて取組を推進**するため、農福連携等推進会議において、**農福連携等推進ビジョン**を策定。

<農福連携等推進ビジョンの構成>

I 農福連携等の推進に向けて

II 農福連携を推進するための3つのアクション

目標：農福連携に取り組む主体を今後5年で新たに3,000創出※

1 認知度の向上

農業者等への働きかけや国民全体への理解促進に向けた取組を実施

2 取組の促進

農福連携に取り組もうとする際に相談できる体制の整備等、農業経営体や障害者がより農福連携に取り組みやすくなるための環境整備等を推進

3 取組の輪の拡大

地域において農福連携が定着するよう、経済界や消費者等を巻き込んだ国民的運動として推進

III 「農」「福」連携の広がりへの展開

<主な取組事項>

認知度の向上

取組の促進

取組の輪の拡大

● 農福連携のメリットの発信

・データ分析でメリットを客観的に提示、優良事例の発信

● 戦略的プロモーションの展開

● 農福連携の取り組む機会の拡大

・スタートアップマニュアル作成、お試しノウフクの仕組み構築

● ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

・マッチングの仕組み構築、コーディネーターの育成・普及

● 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

・農業版ジョブコーチの仕組み構築、スマート農業等の技術の活用

● 農福連携に取り組む経営の発展

・農福連携を行う農業経営体の経営発展を目指す取組の推進
・農福連携の特徴を活かした6次産業化の推進

● 国民的運動を展開するための基盤の形成

・各界関係者が参加するコンソーシアムの設置
・「ノウフク・アワード」による優良事例の表彰・横展開 等

● 関係団体等での横展開等の推進

今後、**ユニバーサルな取組**として、様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ、**地域共生社会の実現**へ

農福連携の取組事例

- 農福連携（農業と福祉の連携）は、**障害者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組**であり、近年各地で、**農業経営体が障害者を雇用する取組**や**障害者就労施設が農業参入する取組**など、様々な形での取組が見られるところ。

農業経営体が障害者を雇用 京丸園(株) (静岡県)

【取組の内容】

- 平成8年より毎年1名以上の障害者を新規雇用、障害者が配属する心耕部を立ち上げ、障害者が働きやすい環境を整備。
- 水耕栽培により、主にみつば、ねぎ、ちんげん菜を生産、従業員100名中、障害者は25名（H31.4）。



器具を工夫した定植作業



個人の目標を定め作業を実施

【取組の効果】

- 障害者視点で農作業の体制を整備した結果、作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大。
- 障害者雇用数に比例し売上が増加（(6.2倍に拡大(H9→H30))）。



障害特性を踏まえた作業分担

障害者就労施設が農業参入 (株)九神ファームめむろ (北海道)

【取組の内容】

- 平成25年に地域における障害者活躍の場として設立。障害者20名（H31.1）が、野菜生産や一次加工を実施。
- 農業生産を核に、惣菜の製造、レストラン事業など6次産業化も実施。



障害者の雇用の場を創設



野菜の加工処理

【取組の効果】

- 利用者から支援スタッフへキャリアアップ実現、レストランにおける就労訓練を通じ、一般就労が増加。
- 平均賃金は北海道平均の約1.6倍と高水準（H29）。



地域食材をレストランで提供

植物新品種の戦略的な知的財産権の保護

- 我が国で開発された優良な植物新品種は、**農業におけるイノベーションの源泉の一つ**。しかし、**優良品種の海外流出**や**品種開発の停滞**といった課題を抱えている。
- このため、**農業者が優良な品種を持続的に利用**していくことが可能となるよう、**より実効性のある植物新品種の保護方策を検討**。

種苗制度の主要な課題

国内で開発された優良な新品種が海外に持ち出され、無断で栽培される事態が生じている。

種苗が流出



中国産シャインマス
カット（中国市場）

生産物が
ASEAN
諸国等に
輸出



中国産シャインマス
カット（タイ市場）



韓国産シャインマス
カット（タイ市場）

新品種の保護が適正に図られず、新品種の持続的な開発やブランド化に支障が出るおそれ。



一定の栽培条件を満たす生産者のみ栽培（水稻「つや姫」）



当初からまとまった出荷量を確保するため、苗木を一定数以上購入する生産者を登録し、産地づくりを促進（おうとう「山形C12号」）



今後の対応

海外で無断栽培を差し止めるため、海外においても、品種開発後の速やかな品種登録を促進する。

農業者が優良な品種を持続的に利用していくことが可能となるよう、より実効性ある植物新品種の保護が図られるための方策について方向性を検討する。

和牛遺伝資源の流通管理等

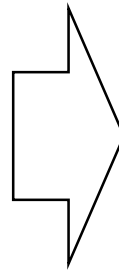
- 和牛は、我が国の畜産関係者が、国内・地域において相互に密接に協力して長期間にわたる改良増殖を行った結果、**我が国固有**の優秀な血統、能力及び体型を有するに至った**貴重な財産**。国内外からそのブランド価値が高く評価され、輸出戦略を始め我が国畜産業の更なる発展に貢献する、戦略的にも重要な品目（※）。

※ 平成30年 牛肉の輸出額 247億円【対前年比+29.1%】（農林水産物輸出額 9,068億円【対前年比+12.4%】）

- 今般の海外流出未遂事案等を契機に、**和牛遺伝資源の流通管理の徹底が求められている**ことを踏まえ、農林水産省では、有識者からなる「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、対応について幅広く議論。

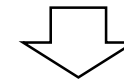
和牛遺伝資源の流通管理等の主要な課題

- 不正流出が起きてもトレースできない
 - ・受精卵の生産本数等を把握する仕組みがない
 - ・精液の流通・利用段階の把握能力が県ごとにバラバラ
 - ・精液・受精卵ともに流通・在庫状況の把握が可能となる仕組みがない
- 知的財産的価値を契約で保護する意識が希薄
- 海外での評価も高く不正流出のインセンティブ大



今後の対応

- **受精卵の生産状況を把握する仕組み**の検討
- 精液・受精卵の**流通、在庫状況を把握する仕組み**の検討
- **家畜人工授精所を介さない流通を排除する仕組み**の検討
- 知的財産の観点からの**契約による保護**の強化
- 不正行為に対する**抑止力（罰則等）**の強化



法制上の措置、運用上の措置等をパッケージ化した対応方策を検討し、**関係者と連携し、実施できるものから速やかに実施する。**